

平成26年6月20日
2022(令和4)年5月18日修正

「上高会」への寄付金 確定申告「税額控除」用の領収書発行について

「上高会」は、平成24年4月1日に公益財団法人に移行認定され、平成24年5月29日に特定公益増進法人として「税額控除に係る証明書」を受けました。

「上高会」に対する寄付金は、全額を公益目的事業に使用いたしますので、寄付金控除の対象となります。

寄付金控除を受けるにあたり、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」を選択できます。「税額控除」を選択した場合には、控除額が従来よりも多くなる場合があります。

「税額控除」方式を選択した場合 (寄付金合計額－2,000円)×40%＝控除額

なお、所得税のほかにも、個人住民税の優遇措置もありますが、条例にもとづく為、全国一律ではありません。

いずれの控除についても確定申告の手続きが必要となります。「上高会」が発行する領収書と「税額控除に係る証明書(写)」を添付して、税務署に確定申告をして下さい。勤務先等で実施される年末調整では、寄付金控除を受けることが出来ませんので、ご注意願います。領収書には、寄付金である旨、寄付金の額、寄付者の住所、氏名、受領年月日の記載が必要です。お手元にある振込用紙の控えは、領収書として使用出来ません。確定申告の時期が近づきましたら(1月中旬頃)、領収書と「税額控除に係る証明書(写)」を郵送致します。

問合せ 上高会事務局(上高事務室) 半谷(ハンタニ) 03-3821-3706
(火)・(金) 10:00~13:00